



2023年9月13日

各 位

会 社 名 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 柘植 一郎  
(コード番号：4739 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 経営企画室長 辻井 弘武  
(TEL：03-6403-6000)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2023年11月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会における議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年9月30日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年9月30日（土）
- (2) 公告日 2023年9月13日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/stock/notice.html>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

当社が2023年8月2日に公表した「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であるデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に記載のとおり、当社の支配株主（親会社）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が100%を出資するデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社（以下「公開買付者」といい、伊藤忠商事と併せて

「公開買付者ら」と総称します。)は、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)のすべて(但し、伊藤忠商事が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したものの、本公開買付けにより当社株式のすべてを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続の実施を予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者らが、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、伊藤忠商事が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、伊藤忠商事は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(公開買付者ら及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式のすべてを売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者らが、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2023年11月を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者らの保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、伊藤忠商事が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上